新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定に基づく
連携強化のための業務検討会　報告

１．日　時　　令和２年１１月２７日（金）１０時００分～１１時５０分
２．場　所　　福島労働局　３階　共用会議室
３．出席者　　福島労働局　局　　長　　岩瀬　信也　様
雇用環境・均等室長　　富塚　リエ　様
労働基準部監督課長　　上野　　論　様
労働基準部健康安全課長　　針生 達矢　様
労働基準部労災補償課長　　高田　正樹　様
総務部労働保険徴収室長　　村上　浩一　様
職業安定部職業安定課長補佐　矢内　　聡　様
職業安定部職業対策課長　　宇佐美　晃　様
福島県社会保険労務士会　会　　長　　宍戸　宏行
副　会　長　　大原　百合（郡山支部長）
副　会　長　　菅沼　恒博
常任理事　　村山　敦子（福島支部長）
常任理事　　草野　智正（相馬支部長）
常任理事　　高山　　浩（白河支部長）
理　　事　　榎田　哲士（会津支部長）
理　　事　　加藤　和志（いわき副支部長）

４．次　第（司会：雇用環境・均等室　宍戸監理官）
（１）開　　会
（２）福島労働局長挨拶
（３）福島県社会保険労務士会会長挨拶
（４）議　　事
①　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援措置について

雇用調整助成金の特例措置等が令和３年２月末まで延長された。

雇用調整助成金　　申請 21,150 件　支給 96.3%

緊急雇用調整助成金　申請 56,463 件　支給 99.2%

休業支援制度　　申請 56,081 件　支給 87%

社労士会における取り組み

ホットライン（福島県との災害協定による）222 件（期間は 12 月末まで）

自治体から依頼の相談会　　68 回　相談 176 件

社労士会の相談会　　51 回　相談 44 件

② 働き方改革への取り組みについて

働き方改革についてまったく知らいないという事業所はほとんどない。厚労省ＨＰで動画が充実してきているので周知に協力してほしい。コロナ禍において勤怠管理が重要であるが、個人情報等のハードルがある。成功事例があれば情報共有しテレワークの推進を図りたい。情報提供、支援をしていきたいので社労士の知見を活かし協力いただきたい。パートタイム・有期雇用労働法のあらまし、同一労働同一賃金のツールなど活用していただきたい。

社労士会の取組として昨年に引き続き働き方改革に関して社労士会セミナー（オンライン併用）を開催する。労務監査のツールを作成しており活用を図っていきたい。

働き方改革推進支援センターの実施体制、事業内容、運営状況について報告した。広報活動として、新聞広告、チラシ・ポスターの作成を行っていることをあわせて報告した。

③ 労働災害発生状況等について

今年度、第三次産業において災害が多発し死傷者数が増加している。昨年度は台風 19 号での被害者が含まれており昨年度に比べ心配な状況である。4～8 月を死亡災害緊急対策期間としたが災害を減らすことができなかった。年内は絶対死亡労働災害を発生させないよう一層強化に努め、12 月には局長パトロールを予定している。顧問先等への周知にも協力していただきたい。

災害の原因は、墜落、転落など基礎的な災害対策がなされていないことが多い。

④ 意見交換

別添のとおり

労働局より

雇用保険資格取得の提出において、被保険者番号を検索（氏名、生年月日）し確認してから手続きを進めるため、欄外等に職歴（事業所名）を記載いただくと個人を特定でき進めやすいので協力いただきたい。

（４）閉　　会

令和２年 11 月 27 日

労働関係に関する意見・要望について

福島県社会保険労務士会

【福島支部】

１．雇用調整助成金以外の助成金における「支給要件確認申立書」について

雇用調整助成金申請に関し、「支給要件確認申立書」において、社労士が事業主と連帯して債務を負うことや５年間の申請不受理等など、社会保険労務士にとって、かなり厳しい措置がとられるような内容が記載されています。

しかし、本年５月１日付の福島労働局長による「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の雇用調整助成金の特例に係る申請手続きの支援実施についての要請書」において、上記の文言については、「社労士が故意に不正の行為を行うことがなければ適用されない」との添え書きがなされました。

このことについては、社会保険労務士の立場をご理解いただけたと考えていますが、この上記の要請書の添え書きは雇用調整助成金に限って適用されることなのか、雇用調整助成金以外の助成金（「キャリアアップ助成金」「65 歳超雇用推進助成金」等）にも適用されることとなるのか、改めて教えていただければと思います。

《回答》　いずれの助成金に関しても「支給要件確認申立書」において故意でなければ適用されませんが、十分留意していただきたい。

【郡山支部】

１．死傷病報告等に添付する「労働災害再発防止対策報告書」等について

死傷病報告等の提出の際、各労働基準監督署から「労働災害再発防止対策報告書」等の提出を求められます。任意の書式ですが、労災事故の詳細な内容についての報告を求められること自体を否定するものではありませんが、各監督署でフォーマットが異なるので統一書式にしてもらいたいです。

特に「熱中症」については、郡山署が「労働災害再発防止対策書」として２パターン、須賀川署、会津署が「熱中症発症に関する報告書」（いずれもフォーマットの内容が違う）の提出を効率的に行うためにも県で統一化して、書き込み可能な共通フォーマットを福島労働局のＨＰにアップして頂くことを要望します。

【上記要望のその他理由】

フォーマットの中には、文書記載箇所の罫線幅が極小で、直筆で記載することが困難であると思われるものがあします（監督署では記載できない場合は別紙で提出しても構わないというが、どう見ても通常の直筆で書くことが不可能な罫線幅の書式も見受けられます）。それゆえに、当事務所では書式を都度 Excel 等で作成し、入力・印字して提出しています。非常に非効率です。

《回答》　「労働災害再発対策書」は労働災害の発生原因を踏まえ、再発防止対策

の策定をお願いするものです。災害発生原因によって報告内容を見直すこともあるため、県全体で統一することは困難です。

なお、本省において、９月末までの間、電子データによる再発防止対策書の実証実験を行っていました。郡山署は、この実験に参加していたため、一時的に、Excel フォーマットの報告用紙と従前のものとの２パターンとなっていたものです。現在は、実験終了に伴い、従前の様式に戻っていると思いますが、実験において使用していた電子データ様式については、本省のＨＰに Excel のフォーマットがアップされている（サイト内検索で「労働災害が発生したとき」で検索）ので、参考とされたい。

また、労災保険の請求の際に使用している熱中症等発症に関する報告書については、フォーマットは異なりますが内容はほぼ同じであることから、来年の夏までに電子フォーマット化も含めて統一について検討いたします。

２．「一般事業主行動計画」の受付について

雇用環境・均等室へ「一般事業主行動計画」を提出しに行った際の事ですが、提出代行欄もないのでお預かりした書類をそのままを窓口に持参しました。欄外に提出代行印がないので、受付出来ませんと受付を拒否されました。

年金事務所であれば、本人確認を求められますが、労働局では本人確認も所属の確認も求められませんし、受付自体を拒否することは問題があると思います。

→平成 30 年の業務検討会での協議により 36 協定や就業規則等各種届書類に関して、別添のとおり会員に周知しております。

《回答》　社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項の規定により、社会保険労務士が、社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する書類の提出に関する手続きを代わってする場合には、提出代行者の表示を行わなければならないとされております。提出書類の様式に提出代行欄がない場合、様式欄外の下部余白に必要な表示（記名押印）等をお願いします。

【会津支部】

１．働き方改革推進支援助成金について

（１）６月上旬に提出した承認申請について、10 月上旬現在、決定がなされていないどころか、内容についての問い合わせの電話が来ました。

・４カ月もかかっている理由は何か？

・その他の会社も２カ月過ぎてもまだ決定が下りていない。遅すぎはしないでしょうか？

（２）例年実施されている働き方改革推進支援助成金について、当該助成金は中小企業が労働時間の設定改善に取り組むために業務効率化に資する改善事業の実施に要した費用の一部に対し助成を行う制度であり、改善事業の内容に

ついては事前に福島労働局の交付決定を受けた後、事業実施期間内に改善事業の取り組みを完了することが当該助成金の支給要件となっています。

この交付決定については、福島労働局長が「交付申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に交付又は不交付のいずれかの決定を行うものとする。」と交付要綱には明記されていますが、実際に申請してみると、概ね２カ月程度を経て決定が行われています。確かに「原則として１月以内」となっているので、決定に１月以上を要する例外があるのも不合理ではありませんが、その例外が常態化しているように感じられます。交付決定が遅れたことにより、会社が改善事業に取り組むのが遅くなり、事業実施期間内に業務効率化に資する設備の導入等改善事業の取り組みが完了できなくなり、事業を中止する事例が複数件発生しております。当該助成金は事業実施期間内に改善事業の取り組みを完了することが肝要であるため、より多くの企業が当該助成金を利用して改善事業に取り組むことができるように、速やかな交付決定のための業務体制を見直しや交付決定が１月を超える場合の事業実施期間の延期等による対応をお願いします。

《回答》　審査に時間を要し申し訳ありませんでした。申請が倍増し、確認、不備の対応等適正な支給のため現在２ヶ月かかっている状況です。業務体制の見直しについては本省に伝えたいと思います。また、わかりやすい資料とするようあわせて要請要望したいと思います。

事業実施期間の延長につきましては、現在の制度では交付要綱で定められている期日内であれば可能であり、交付決定がなされる前に相談いただければ、当初予定の期間を変更することは可能です。交付決定がなされた後の場合は、変更申請をしていただきたい。

２．ユースエールの申請に際しての職員の対応について

申請事業主に対して失礼な発言をされた職員さんがいらっしゃいました。

ユースエールを取ろうと会社一丸となって取り組んでいるような会社に対して揚げ足を取ったり、現実的ではない指摘をするのはいかがかと思います。取得に向けた支援をするべきではないでしょうか？

《回答》　不快な思いをさせ申し訳ありませんでした。丁寧な説明に努めていきますのでご協力をお願いします。

３．死傷病報告や変形労働時間制の協定書の電子申請について

労基署へ電子申請で死傷病報告や変形労働時間制の協定書を提出すると「手続完了」と表示されるだけで終わってしまいますが、36 協定のように受付の控等はお願いできないでしょうか？

《回答》　１年単位の変形労働時間制の協定届については、電子申請で届出がされた場合でも、令和元年から受理日が記された控えの発行が可能となっ

ています。36 協定届、就業規則届及び１年単位の変形労働時間制の協定届以外の届出については、現状、電子申請の場合、受理日が記された控えの発行ができず、これを行うためには、e-Gov システムの改修対応となることから、局独自の対応は困難です。本省に意見として伝えますが、本省としてもそのような意見があることは把握していますのでご理解していただきたい。

４．助成金申請の公表、終了に関するアナウンスの仕方について

また、令和２年度において「勤務間インターバル導入コース」、「労働時間短縮・年休促進支援コース」の交付申請受付をＲ2.10.15 の 17 時以降に公表した件につきまして、同コースはＲ2.10.15 の公表当日をもって受付終了となりましたが、終了の仕方が横暴であると感じています。本助成金につきましては、助成額も高額に設定されており、更なる事業の発展に取り組む中小企業にとっては大きな推進力となるため、助成金の対象となる改善事業を会社の事業計画に組み込んでいる中小企業が多数あります。少人数ながら日中は従業員同様に現場で働き、傍らに経営業務も行う多忙極まる中小企業の経営者にとって、本助成金の申請書類を揃えるには相当の時間を要します。それにもかかわらず、事前の予告も一切なしに一方的に本助成金の受付を終了することは、助成金の受給を期待し、社内の雇用環境を見直し、改善事業に取り組もうとしている中小企業の事業計画の腰を折り、事業展開を後退させることにつながります。確かに、国の予算によっては当初の締め切り期日前に終了するとも明記されていますが、受付終了２週間前に予告しているなら別として、受付終了当日の 17 時以降に受付終了の決定を公表するのは余りに短く横暴の様に感じます。予算との兼ね合いで早期に助成金の申請受付を終了する場合があることはやむを得ないと承知しておりますが、次年度以降、２週間前の事前の予告をお願いします。

我々、社会保険労務士としても、助成金の趣旨を理解し、雇用環境を整備する中小企業に対し、当該助成金の利用を進めております。国の政策と社会保険労務士の働きが組み合わさってこそ、助成金が適正に利用されるということを改めて思い直して頂きたいと思います。

《回答》　本省としても駆け込み申請によって予算を超える危険性を回避するため止むを得ず締め切りました。本省には伝えますが、ご理解していただきたい。

５．障害者雇用について

来年３月に法定雇用率も上がる予定なので、障害者雇用について中小企業に対する支援の充実を要望としてあげたいと思います。

昨年、支援学校から実習を受け入れたのですが本人の特性、周囲の理解、仕事内容等に苦慮しました。

補助金だけでなく中小企業におけるより具体的な実例集の充実やアドバイザーの派遣等、より充実した支援を頂けるとありがたいです。

《回答》　「もにす認定制度」があり局のＨＰに会津若松市の企業の表彰を掲載しています。「しごとサポーター養成講座」を開催していますので活用していただきたい。また、障害者職業センターでも講座等対応が可能ですので利用していただきたい。障害者雇用のリファレンスサービスで業種や障害別で事例が紹介されていますので参考としていただきたい。

６．働き方改革促進における支援について

コロナ禍の発生という予期せぬ事態により、働き方改革の促進が待ったなしとなりました。

在宅勤務等の勤務形態の変更や雇用維持や賃金支払いへの影響など、事業者・労働者双方にとって想定外の事態が起こり、解決の目途もたたない現状です。

制度の変更や新たな制度の導入時には丁寧な説明を行うとともに、孤立感や将来への不安からメンタル不全に陥ることがないよう精神的な支援策も併せて検討いただきたくお願い申し上げます。

《回答》　制度の変更や導入時には、周知と丁寧な説明に努めていきます。なお、事業場のメンタルヘルスに関しては、産業保健総合支援センターを活用していただきたい。

【いわき支部】

１．労災保険特別加入の証明について

元請会社　（建設会社　）より顧問先である下請会社に対して、労災保険特別加入の証明書の提出を求められますが、労災保険加入証明のような様式で特別加入者の証明もできないでしょうか。

《回答》　例としての「労災保険加入証明」については、建設工事の発注者が契約後に落札者の労災保険の加入を確認することは未手続事業場対策に資することから対応するとしているところです。

しかし、労災保険特別加入は強制加入ではなく、労働保険事務組合への事務委託や特別加入団体の構成員であることが前提となることから、労災保険特別加入申請書及び承認通知書についても労働保険事務組合や特別加入団体を介して申請及び通知をしているところであります。

ついては、労働保険事務組合や特別加入団体が保有している労災保険特別加入承認通知書により対応可能と考えておりますので、現時点で当局が証明を行う予定はありません。

なお、労災保険特別加入は中小事業主や一人親方等の個人が加入するもので、個人情報保護の取り扱いからもその対応について具体的に示されているものではないため、上記理由に示すとおり労働保険事務組合や

特別加入団体において対応していただきたい。

２．雇用保険の電子申請について

雇用保険の電子申請手続きについて、時々、手続き処理に時間がかかっているときがあります。 事業所より催促されますので、できるだけ早く手続き処理を願います

雇用保険適事業所情報提供について、管轄ハローワーク窓口（または郵送）において閲覧と写しの交付となっていますが、電子申請による請求および写しの交付（ＰＤＦ等）できるよう願います。

《回答》　被保険者番号を確認してからの作業となります。できるだけ早く処理できるよう努めていきます。情報提供については、窓口でのサービスとしてご理解していただきたい。

【相馬支部】

１．雇用保険資格取得について【安定】

（１）電子申請により雇用保険の資格取得を申請したところ、「前職未処理のため地元ハローワークで対応します」とメッセージが届き、そのまま何の進捗も連絡もなく何カ月も放置されることがあります。そのため、委託を受けている事業主から、資格取得完了はいつになるのかと催促を受けます。資格取得の通知が届く前に退職したこともありました。特に建設業では、行政の指導により現場入場の際に雇用保険被保険者証を確認する場合もあり、業務に差し支えるケースもあると伺っております。前職での喪失手続きの遅延には様々な事情があると思いますが、既に雇用契約等を交わし、資格取得日にタイムカード等で在職している事実を確認できるのですから、職権等で取得申請を処理していただくことはできないでしょうか。また、期間をおいてハローワークへ問い合わせたところ、前職での喪失の手続きは完了していたが、確認の漏れがあって取得の手続きが未処理であった、ということもありました。少なくとも、進捗状況について定期的にご確認と連絡をいただきたいところです。

《回答》　遅延が発生しないよう担当者制によって対応しています。引き続き迅速な手続きができるよう努めていきます。

２）雇用保険資格取得の要件を満たしていれば、当然に入社日＝資格取得日と認識していました。しかし、前職から提出された離職年月日が資格取得年月日よりも後であった場合、ハローワークにより資格取得年月日を前職の離職日の翌日へと訂正されました。例えば、10 月 1 日入社でその日から出勤の事実があり 10 月 1 日を資格取得日として申請をしたところ、前職の申請した離職日が 10 月 20 日だったために、資格取得日を 10 月 21 日とされたことがあります。新しい会社において実際に出勤し給与も発生しているにもかかわらず、

そういった事実を無視して入社日の後に資格取得日がきてしまうことに疑問を覚えます。実際の入社日と雇用保険の資格取得日が異なってしまうことで、実務上と法律上、その他関連する諸制度との問題はないのでしょうか。

《回答》　法律には取得、喪失いずれかを優先するとありません。期間重複はあり得ることですので、喪失、取得日について業務に支障がある場合は個別に相談していただきたい。

２．照会等の方法について

現在、労働局様との質問や確認については、電話やＦＡＸ、郵便に限られています。そこで、電子メールでの連絡を可能にしていただけないでしょうか。セキュリティー上の課題もあり容易なこととは思いませんが、行政の効率化、サービスの向上にも資することが大きいと思われます。ご検討をお願いします。

《回答》　セキュリティ上の問題で必要最小限でありご理解していただきたい。

【白河支部】

１．雇用保険の資格取得喪失について

雇用保険の前職喪失手続きがとられていない事業所があったときに、ハローワーク経由で前事業所への働きかけをしていただいて大変助かりました。

昨今、特に建設現場で雇用保険の加入確認が厳格化されていることから、積極的に前事業所への手続き勧奨をしていただき助かりました。引き続き同様のご対応をいただければ大変ありがたいです。

（元請けの関係上、「預かり証」では建設現場に入場できず、被保険者証提示まで現場に出れずに困っておりました。前職が関西の事業所で、退職から間もなくでしたが、福島県のハローワークから、関西の管轄ハローワークにご連絡（通知とご連絡）いただき、勧奨の結果スムーズに喪失手続きをしていただけました。

《回答》　引き続き努力していきます。

２．様式について

「事業所管轄労働局長殿」「事業所管轄公共職業安定所経由」など、提出書類の宛先があらかじめ記載されていると、事務が簡素化されて良いと思いました。

（雇調金の申請書類で上記の記載があり、都度〇〇労働局など記載する必要がなく、書類の記載がしやすかったです。今回はコロナで特例的に書類が簡素化されていた事情があるかと思いますが、助成金にかかわらず他の書類等でも差支えないものはあらかじめ同様の宛先記載があると良いと思いました。）

《回答》　事務簡素化に係る提案として上局に上申することを検討いたします。

【郡山支部】２の別添

福島社発第　１６５　号
平成３０年１２月１７日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　宍　戸　宏　行
（公印省略）

お　願　い

平成３０年１１月１５日の福島労働局との協定に基づく「第２回連携強化のための業務検討会」において、福島労働局より下記についてお願い事項がありましたので、ご対応いただけますようお願いいたします。

記

１．「時間外・休日労働に関する協定書（届）」（３６協定）や就業規則等の各種届出書類について、提出代行あるいは事務代理で所轄労働基準監督署に提出する場合は、「提出代行印」あるいは「事務代理印」を押印してください。

２．現在、「時間外・休日労働に関する協定書（届）」（新様式も含め）等には、社労士の提出代行印・事務代理印を押印する箇所がありません。そのため、「提出代行印」あるいは「事務代理印」を余白に押印してください。

※　特に郵送の場合はご注意ください。
郵送で「時間外・休日労働に関する協定書（届）」（３６協定）等を送付し、届書に社労士の「提出代行印」あるいは「事務代理印」がない場合は、労働基準監督署からの問い合わせや返送に関して、事業所に連絡される場合があります。また、返信用封筒を添付しても返信されないこともあります。必ず余白に「提出代行印」あるいは「事務代理印」を押印してください。

※　なお、届書（新様式も含め）に、社労士の押印できる欄を設けてもらえるよう要望しております。